資料3

高梁川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更）（原案）に対する関係住民からのご意見と対応

令和4年1月27日

国土交通省　中国地方整備局

変更原案に対する意見聴取方法

意見聴取方法	概　　要	配布部数等	意見募集期間等
①新聞折込みによる意見聴取	大臣管理区間の沿川である倉敷市、総社市に対し、新聞折込を通じて、縦覧、意見聴取に関する案内を配布	･8.2万部 〈配布内訳〉 倉敷市6.9万部（※） 総社市1.3万部	･折込日： 令和3年11月19日（金）
②変更原案の縦覧による意見聴取	国土交通省、岡山県、倉敷市、総社市の関係部署に閲覧場所を開設	･閲覧場所15箇所	･意見募集期間： 令和3年11月19日（金） ～12月20日（月）
③岡山河川事務所ウェブサイトへの変更原案の掲載	事務所ウェブサイトにて変更原案を公表し、①ハガキ②ファックス③電子メールによる意見を受付	―	

新聞折込による意見聴取範囲（※）

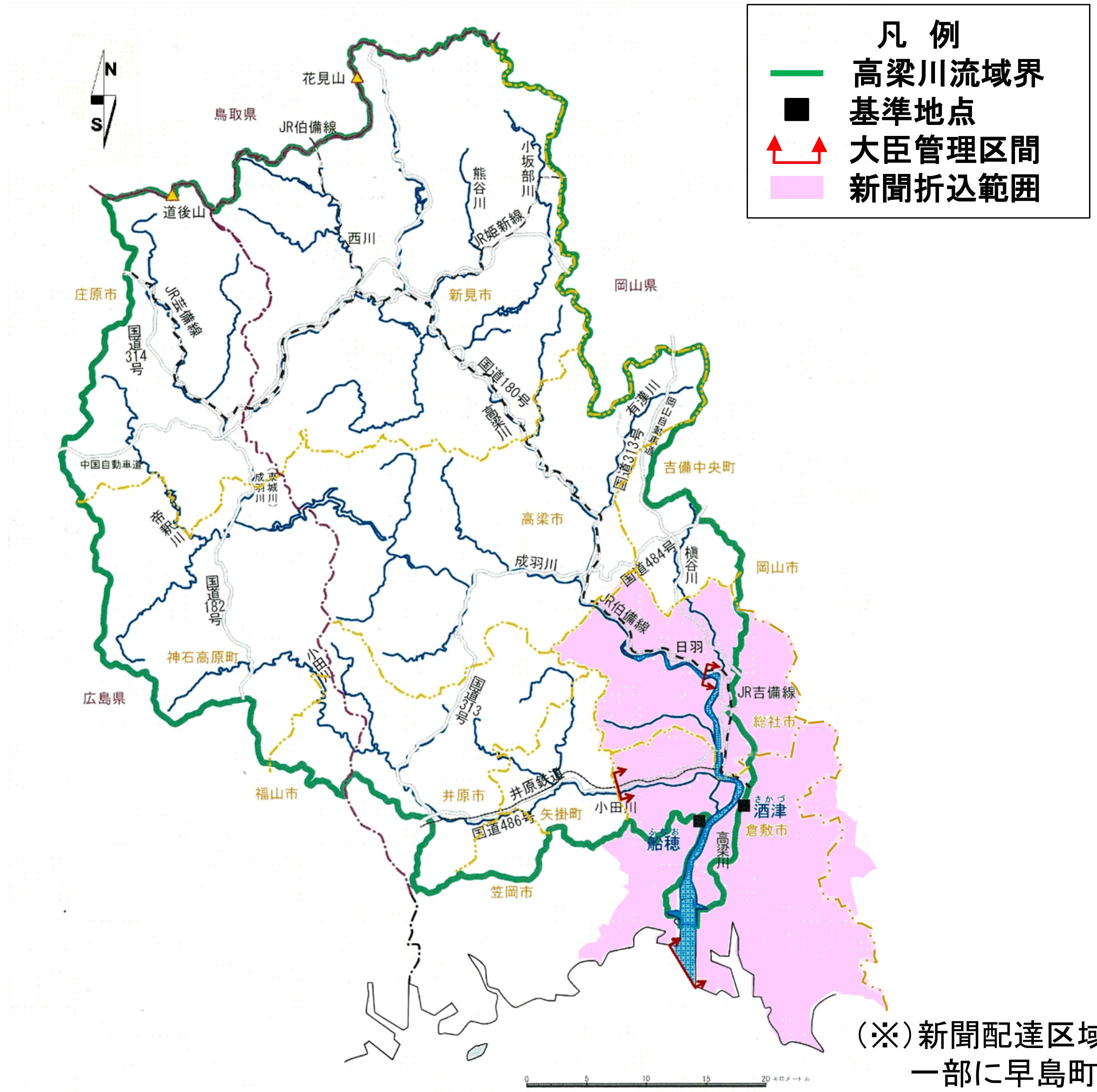

（※）新聞配達区域の関係で、一部に早島町と岡山市が含まれる

閲覧場所

No.	項目
国土交通省	中国地方整備局　情報公開室
	岡山河川事務所
	高梁川出張所
	高梁川･小田川緊急治水対策河川事務所
岡山県	岡山県庁　土木部　河川課
	備中県民局　地域政策部　総務課
倉敷市	倉敷市　建設局　事業推進課
	倉敷市　玉島支所　建設課
	倉敷市　水島支所　建設課
	倉敷市　船穂支所
	倉敷市　真備支所　建設課
総社市	総社市　建設部　土木課
	総社市　清音出張所
	総社市　北出張所
	総社市　西出張所

変更原案に対する意見返信状況

- 意見送付者数：46名
- 男女比率は、男性が全体の約67％を占める。
- 年齢比率は、70代の占める比率が30％と一番多く、次に60代が26％であり、60代以上では76％を占める。
- 居住地比率は、倉敷市が67％、総社市が26％である。

①男女比率

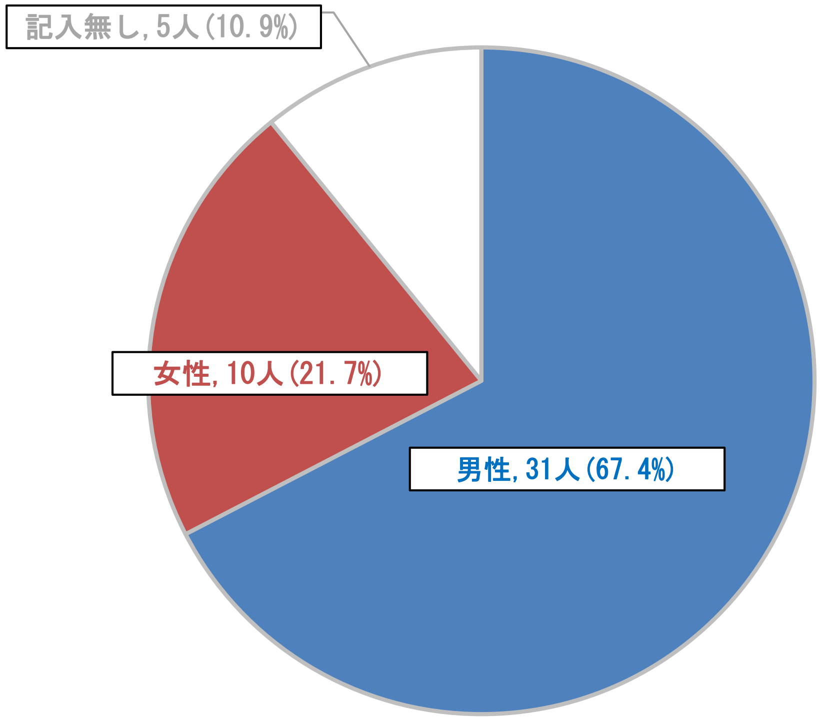

②年齢比率

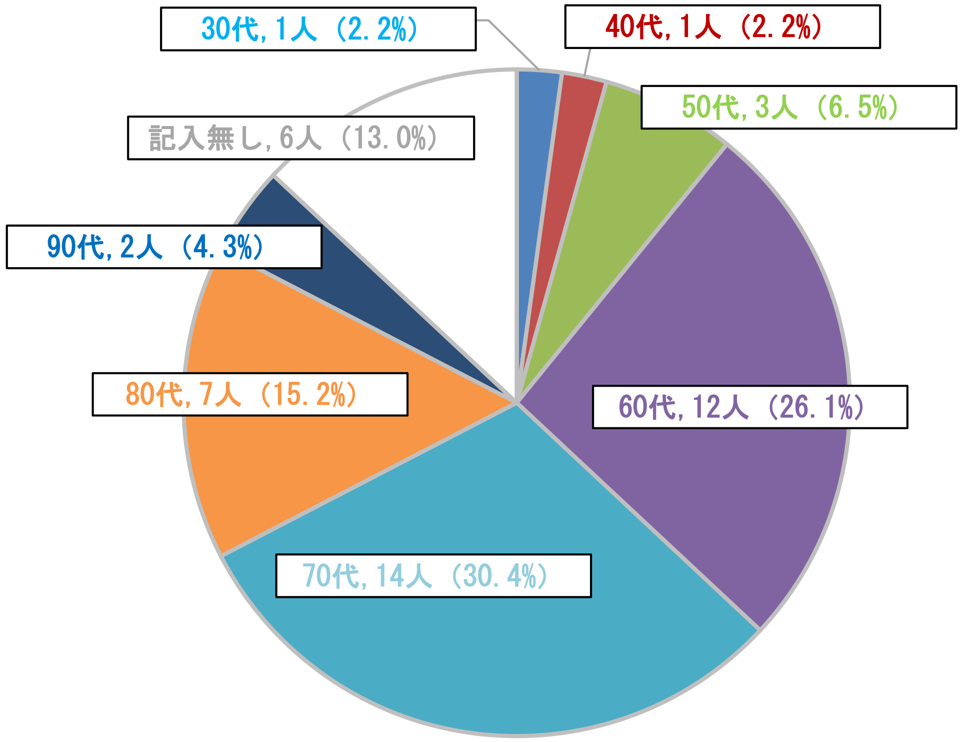

③居住地比率

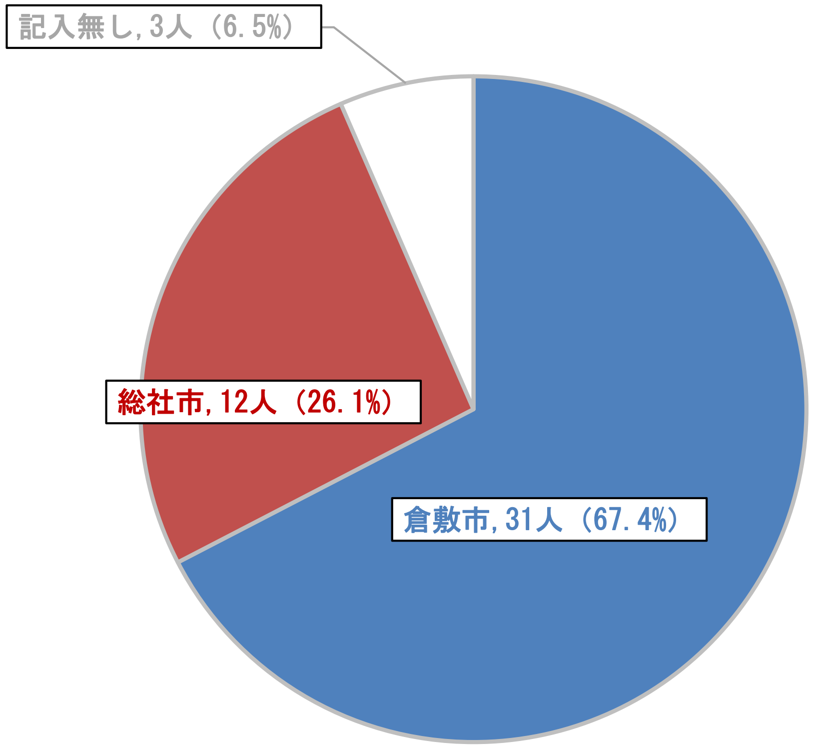

変更原案に対する意見集約結果

■ 意見を「全般」、「治水」、「環境」、「維持」、「防災・減災」、「他機関」、「その他」に分類整理した結果を下記に示す。
・ 総意見数85件のうち、「治水」が28件、次いで「維持」が19件、「防災・減災」が14件、「環境」が10件である。
・ 治水については、「河道掘削」、「小田川合流点付替え」に関する意見が多い。
・ 維持については、「河道内樹木の管理」、「河道内土砂の管理」に関する意見が多い。
・ 防災・減災については、「流域治水プロジェクトの推進」に関する意見が多い。
・ 環境については、「河川利用」に関する意見が多い。

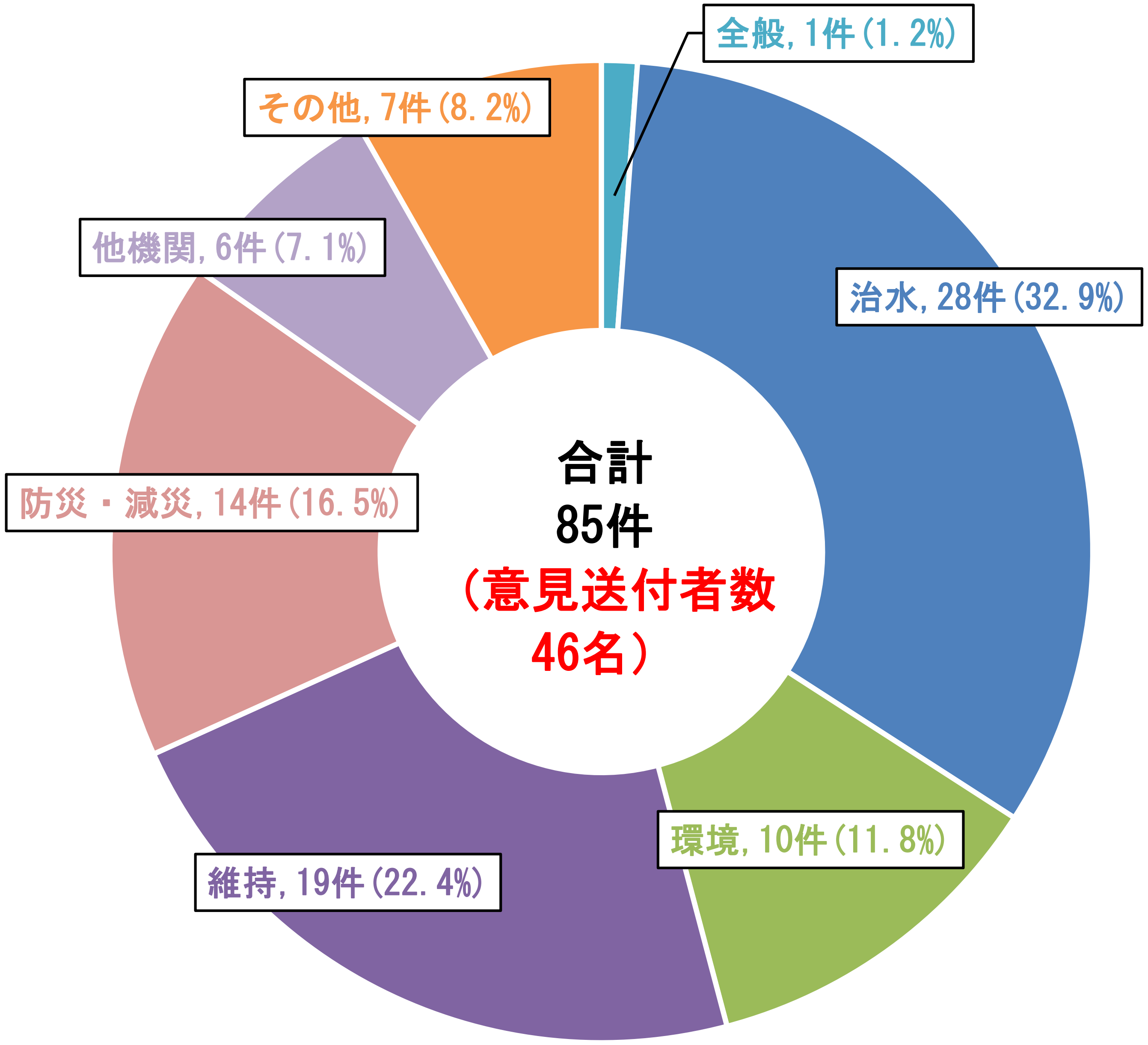

「治水」に関する意見	
整備目標	3件
築堤	3件
河道掘削	7件
小田川合流点付替え	4件
整備方法	3件
その他	8件

「全般」に関する意見	
変更時期	1件

「環境」に関する意見	
河川利用	8件
河川整備の基本理念	1件
河川環境のモニタリング	1件

「維持」に関する意見	
河道内樹木の管理	7件
河道内土砂の管理	10件
既存ダムの洪水調節機能の強化	1件
河川利用	1件

「防災・減災」に関する意見	
河川情報の収集・提供	1件
水防活動への支援	2件
流域治水プロジェクトの推進	11件

変更原案に対する意見概要

分類	小分類	No.	意見概要	意見数	回答
全般-1	変更時期	1	・この整備計画(原案)は、いつの時期に確定して正式な計画として確立されるのか教えてほしい。	1	・現時点では、令和4年3月下旬を予定しています。
治水-1	整備目標	2	・災害は忘れたころにやってくるので、過去の災害を顧みること。 ・真備町では昔も何回か堤防が決壊したと聞いたことがある。なので今回のような災害が無いようにしてほしい。	2	・変更原案では、平成30年7月豪雨等の過去の水害を踏まえて、整備目標を設定しています。 ※変更原案及び変更案(案)P57　を参照
		3	・地球環境の変化による大規模な水害が近年特に多く発生している。その対応として河川の整備が行われているが、自然は人間の仕業がわかっているようにその想定を超えた試練を与えようとしている。	1	・変更原案では、気候変動による降雨量の増加についても考慮して整備目標を設定しています。また、流域治水を推進することにより、整備目標流量を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても人命・資産・社会経済の被害軽減を目指すこととしています。 ※変更原案及び変更案(案)P57、P58　を参照
治水-2	築堤	4	・一番弱い築堤箇所が被災する。	1	・整備目標に対して、堤防の高さや断面が不足している区間について築堤を、浸透に対する安全性照査の結果により対策が必要となった区間について堤防補強(浸透対策)を行うこととしています。具体的な対策内容については、変更原案を参照下さい。 ※変更原案及び変更案(案)P71～79　を参照
		5	・上原地区付近で高梁川が西側へ大きく湾曲しており、護岸がえぐられているため、左岸側のグランドを右岸側へ移し、川をまっすぐに流してほしい。	1	・当該地区では、築堤を実施することとしています。また、堤防構造については地形などを考慮し、諸基準に基づいた堤防構造とします。 ※変更原案及び変更案(案)P71、72、74　を参照
		6	・高梁川は酒津付近で直角に流れているが、その角を掘削して、流水が東側の堤防に衝突しないような対策をするべき。	1	・当該地区では、築堤、高水敷造成、笠井堰改築、河道掘削を行うこととしています。また、掘削形状に配慮して酒津堤防への水あたりを緩和させ、堤体の安全性の向上を図ります。 ※変更原案及び変更案(案)P71、72、85、86　を参照

【回答の色分け】
黒字：ご意見に対する説明
赤字：ご意見を踏まえ、高梁川水系河川整備計画(変更案)(案)に追記したもの

変更原案に対する意見概要

分類	小分類	No.	意見概要	意見数	回答
治水-3	河道掘削	7	・柳が生えるのであれば河道掘削をすべき。 ・高梁川を少々深くする掘削工事をしてはどうか。 ・河川の底ざらえをして、多くの水量を流せるように平素から計画し、実施することが大切である。 ・近年行われた土砂撤去は不十分であり、もっと掘り下げるべき。 ・高梁川の土砂を取り除き、流れをよくする等の対応を早急にしてほしい。	5	・整備の目標に対して、河積が不足している区間について河道掘削を行うこととしています。 ※変更原案及び変更案(案)P80～84　を参照
		8	・昭和20年代と比較すると、新幹線と高速道路の橋脚の新設により高梁川の断面積が減少しているが、対策は実施していないのではないか。 ・八幡山とその東側の中洲の間に流路を堀削して黒田入口等の洪水時の水面を下げる対策をしてはどうか。また、笠井堰付近の水が流れる面積が非常に小さいが、中州の撤去は不可能か。	2	・これまで、整備の目標に対して、河積が不足する区間において必要な河道掘削を実施しているところです。 ・笠井堰周辺の中州の掘削については、笠井堰改築とあわせて行うこととしておりますが、当該箇所が埋蔵文化財の包蔵地であることから、埋蔵文化財に配慮して事業を進めていきます。 ※変更原案及び変更案(案)P80～86　を参照
治水-4	小田川合流点付替え	9	・小田川合流点付替えにあたって、新しい合流点付近の対策はどうなっているのか。背割堤を作る計画はないのか。 ・小田川付替えによる新しい合流点には背割堤が必要である。	2	・小田川との新しい合流点より下流の高梁川については、小田川合流点付替えまでに、受け皿として必要な対策を実施することとしています。 ・合流点処理については、高梁川の背水影響を考慮して、小田川の堤防はバック堤としています。 ※変更原案及び変更案(案)P64、65、71～75、88～90　を参照
		10	・小田川付替え工事について、北側の遺跡のあった山をくずされ、史談会の人も憤慨していたが、なぜ小田川のためだけに実施するのか。 ・酒津の人は真備の水害がなかったら酒津は大水害になっただろうと話しているが、小田川付替えによって水害を下流におしつけるのか。	2	・小田川合流点付替え事業は、小田川沿川地域だけのためではなく、高梁川の酒津地区付近の流量を減少させ洪水時の水位を低下させることで、倉敷市街地の安全度向上も目的としています。また、小田川との新しい合流点より下流の高梁川については、小田川合流点付替えまでに、受け皿として必要な対策を実施することとしています。 ・南山城跡については、適切な手続きのもと岡山県古代吉備文化財センターによる発掘調査を行い、その結果は記録保存されます。 ※変更原案及び変更案(案)P64、65、71～75、88～90　を参照

【回答の色分け】
黒字：ご意見に対する説明
赤字：ご意見を踏まえ、高梁川水系河川整備計画(変更案)(案)に追記したもの

変更原案に対する意見概要

分類	小分類	No.	意見概要	意見数	回答
治水-5	整備方法	11	・小田川を途中で瀬戸内海に直接流すことはできないか。	1	・小田川の途中から瀬戸内海に直接放流する場合、現在実施している合流点付替えに比べて事業の規模が大きくなり、整備に必要な事業費の増大や施設整備後の維持管理の負担の増大になると見込んでいます。このため、小田川の合流点を下流に付け替えることとしています。
		12	・河道掘削と堤防強化を平行して行えば、今後の大規模出水に対して洪水被害を低減できるのではないか。	1	・整備手順については、市街地の重要度、上下流や本支川の治水バランス、過去の被災状況、事業の進捗状況、事業効果等を踏まえて決定しております。なお、現在実施中の工事においても河道掘削等で発生した土砂は、堤防強化に活用するなど有効活用を図っております。 ・河道掘削については、河川周辺の地下水位や既設護岸・橋脚等に影響を及ぼす可能性があるため、これらの影響に留意しながら実施します。 ※変更原案及び変更案（案）P64、65 を参照
		13	・高梁川の清音古地から中原のあたりでは、川幅が狭く、洪水時に川からあふれるのではないかと心配している。堤防を高くしたり掘削をするなどの計画は可能か。	1	・当該地区の対策としては、築堤や河道掘削、堰改築、小田川合流点付替えを行うこととしております。具体的な対策内容については、変更原案を参照下さい。 ※変更原案及び変更案（案）P71～90 を参照
治水-6	その他	14	・旭川では百間川放水路を作ったのに、なぜ高梁川では二本（旧東高梁川と旧西高梁川）を一本にしたのか。	1	・明治26年の洪水を受けて実施された第一期改修（明治40年～大正14年）では、当時の西派川と東派川を分けて整備する場合、事業費や計画分流比を維持するための維持管理の負担が大きくなることから、東派川を廃川として西派川に合流させ西派川の改修が行われました。
		15	・酒津より下流は市の中心であり、必ず守らなくてはいけない。 ・平成30年7月豪雨以降の大規模な河川改修やダムの事前放流により安心しています。ありがとうございます。 ・被害の最小化を求めて諸施策を進めてゆくことには異論なし。 ・二度と水害が起きない様に整備されることを祈っている。 ・計画の必要性は十分に感じているので、水系全体の人々の安全づくりをお願いしたい。 ・計画の１日も早い完成を切に願っている。 ・高梁川の氾濫水が山陽本線でせき止められ、西阿知が何日も濁流に見舞われるかと思うと心配で眠れない。	7	・変更案に定める整備内容について、着実な整備を推進していきます。

【回答の色分け】
黒字：ご意見に対する説明
赤字：ご意見を踏まえ、高梁川水系河川整備計画（変更案）（案）に追記したもの

変更原案に対する意見概要

分類	小分類	No.	意見概要	意見数	回答
環境-1	河川利用	16	・水島コンビナートから吉備路や真備までのウォーキングとサイクリング路を整備して、各種イベントを開催してほしい。 ・ウインドサーフィンをしているが、駐車場、トイレ、体の洗い場を作ってほしい。 ・ジョギングロードやサイクリングロードも計画に入れて欲しい。 ・自由にBBQが出来る区域の整備とマナー指導をしてほしい。 ・安全と地域振興を兼ねて土手の川側に歩行者道と自転車道を整備して欲しい。	5	・河川管理者と自治体、地域住民との連携を進め、地域のニーズの把握、利用の円滑化に努め、必要に応じてイベント、スポーツ、人々のふれあい、憩い、環境教育等の活動の場となる河川空間の整備を実施します。 ・なお、河川敷地が適正に利用され良好な環境を保つためには、占用地の維持管理が適切に行われることが必要です。適正な利用が幅広く図られるよう、関係自治体等と連携を図ります。 ※変更原案及び変更案（案）P94、113　を参照
		17	・川側には緊急時の待機スペースとして活用できる見晴らしスペースを作ってほしい。	1	・堤防の河川側は洪水時に水が流れる場所です。川側への施設の設置にあたっては、施設を設置することによって流水を妨げる場合もあることを踏まえて、その施設を設置しなければならない必然性、公共性の程度、河川管理上の支障の有無などを検討しています。なお、宅地側では堤防に腹付け盛り土を行った側帯や桜づつみなどを行っている箇所もあり、河川のオープンスペースを見晴らせる場所としても利用できます。
		18	・子供が安全に遊ぶことができ、自然と触れ合える場にしてほしい。 ・かつては子供も大人も水泳、カヌー、キャンプなどを通して体力の向上や人との交流、川に親しむ心など豊かな恵みを受けていたが、いつの間にか「危険な場」として隔たりを感じるようになった。少しでも川に親しめるような工夫のある整備を切望する。	2	・高梁川では既に、子供の河川利用の促進、体験活動の充実を図るため、総社、清音、真備の3箇所に水辺の楽校が整備され、環境学習等の場として利用されています。引き続き河川整備計画の3つの柱の一つである「水と緑の触れ合いと自然を育む川づくり」を実現するため、イベント、スポーツ、人々のふれあい、憩い、環境教育等、幅広い分野における利用の継続に寄与する川づくりを目指します。 ・また、河川を安全に利用していただくため、水辺や水面等の河川利用における水難事故の防止を目的とした安全利用点検を、所轄警察署や消防署と共同で実施します。河川利用の特に多い場所等で、利用に際し危険と思われる箇所が発見された場合には、河川管理施設の補修、占用施設の改善指導、注意を促す立て看板の設置等を行い、河川の安全な利用について配慮します。 ※変更原案及び変更案（案）P43、54、61、94、113　を参照
環境-2	河川整備の基本理念	19	・基本理念に述べられているとおり、安全、防災のみでなく、「川の恵みを分かち合い、豊かな自然を育む川づくり」をぜひ目指してほしい。	1	・ご意見で頂いた通り、河川整備の基本理念である「川の恵みを分かち合う豊かな川づくり」、「水と緑の触れ合いと自然を育む川づくり」の実現を目指します。 ※変更原案及び変更案（案）P54、P61　を参照

【回答の色分け】
黒字：ご意見に対する説明
赤字：ご意見を踏まえ、高梁川水系河川整備計画（変更案）（案）に追記したもの

変更原案に対する意見概要

分類	小分類	No.	意見概要	意見数	回答
環境-3	河川環境のモニタリング	20	・川辺橋周辺において、近10～20年で魚がいなくなった気がする。川鵜のせいなのか、外来種のせいなのか、要因を教えてほしい。アユやハヤの釣れる、釣人が楽しめる川にしてほしい。	1	・高梁川における動植物の生息・生育・繁殖環境の把握に向けて、河川水辺の国勢調査を継続的に実施しており、魚類調査は平成5年から5年毎に実施しています。 ・川辺橋付近では調査しておりませんが、上流の湛井堰付近と下流の笠井堰付近での調査結果では、平成5年から平成29年まで5回の調査で確認された種数や個体数は増加傾向にあります。なお、ご指摘のように、外来魚やカワウも多く確認されています。 ・引き続き調査を継続して魚類や鳥類等の生息状況の把握に努めるとともに、外来種対策に対する市民の理解と協力をいただくために、広報・啓発に努めます。 ※変更原案及び変更案（案）P100、112　を参照
維持-1	河道内樹木の管理	21	・定期的に、数年に一度、河川内樹木を伐採してほしい。 ・中州が林のように繁茂している箇所があるため伐採してほしい。 ・道路沿いの川岸に生えている竹や雑木があり見通しが悪いので対応してほしい。 ・草木が繁茂して水の流れる面積が減っているので、草木の除去等の河川管理を厳重に実行すべき。 ・平成30年7月災害を気候変動のせいにするのはやめた方が良い。主な原因は人為的なものである。第1は酒津の水位観測所で警戒水位を越えているのにダムの放流を続けた事。第2は、小田川、高梁川の安全管理をおこたった事である。つまり、河川内に高木が乱立しており、水位の上昇につながった。また、長年河床の上昇が著しいのに、対策をおこたった。これらの事は地域住民が国土交通省に対し、再々、指摘・要望してきたにもかかわらず、放置されて来た。この事に対する検証、対策が先決だと思う。気候変動による豪雨の大型化はずっと以前から進んでいる事。その事を踏まえて、日常の管理・対策をすべきであった。 ・霞橋から玉島バイパス（高梁川大橋）の間の中州や河川敷の木を切ってほしい。	6	・樹木の繁茂状況を随時把握するとともに、洪水の安全な流下や河川管理に支障とならないよう計画的な伐採を行い、樹木の再繁茂抑制を図ります。河道内樹木の管理にあたっては、採取希望者や高水敷の除草を前提として占用を公募するなど地域との連携を推進するとともに、維持管理に要するコストの削減に努めます。また、樹木伐採箇所の重機による踏み倒しによって樹木の再繁茂を抑制をする方法や、処理コストが比較的安価な幼木の段階で処理する方法など、樹木管理の方法を工夫することによる維持管理に要するコストの削減を目指します。 ・令和2年度には船穂橋の中州の掘削を行っており、現在は霞橋の中州の河道掘削・樹木伐採を実施しています。今後、樹木の再繁茂抑制に努め、適切に河川の維持を行います。 ※変更原案及び変更案（案）P97　を参照
		22	・高梁川流域の樹木を伐採してくれて良かった。	1	・変更案に定める内容について、適切な維持管理を実施していきます。

【回答の色分け】
黒字：ご意見に対する説明
赤字：ご意見を踏まえ、高梁川水系河川整備計画（変更案）（案）に追記したもの

変更原案に対する意見概要

分類	小分類	No.	意見概要	意見数	回答
維持-2	河道内土砂の管理	23	・川の中の中州や土砂を取り除くことが重要である。 ・川の中の島や中州を早急に撤去してほしい。 ・定期的に川の中の砂や砂利を取り除く必要があるのではないか。 ・船穂橋から霞橋の間の中洲の樹木を伐採し、河道掘削をしないとまた同じことが起こる。 ・川底にたまった土砂を定期的に取り除いてほしい。 ・最近では無いが、酒津上流の新幹線架橋付近に大量のバラス(砕石)が堆積しているのを見たことがある。	6	・日常の河川巡視や定期的な縦横断測量等により土砂堆積や河床低下等の状況を把握します。土砂の堆積により流下阻害が生じないよう、必要に応じて掘削等を実施します。 ※変更原案及び変更案(案)P101 を参照
		24	・砂利と砂を民間業者へ販売することで水面下の部分を掘り下げ、川の容量アップにならないだろうか。 ・川の中州が森林化し、流水を邪魔している。それを防ぐために川砂利の採取と法案化を求める。 ・砂を欲しい業者が安く作業してくれるといいのではないか。 ・昭和20年代には河床の土砂を民間に採取させていたが、これを中止したために、河床が上昇して水位が上がったのではないか。河川事務所の管理下で採取させてはどうか。	4	・砂利採取については、第12次高梁川水系砂利等の採取に関する規制計画において、「河川管理上の支障を認めるような堆積等が生じた場合は、一部代行掘削として採取を認めるものとする」と位置付けられております。
維持-3	既存ダムの洪水調節機能の強化	25	・平成30年7月豪雨では、3つのダムが放流時に連携が取れていなかった。それは国で管理をしていなかったからである。	1	・ダムの操作については、各ダム管理者が、降雨の状況に応じ、適切に操作を行っており、放流の状況は国を含めたあらかじめ決められた機関へ連絡が行われています。 ※変更原案及び変更案(案)P110 を参照
維持-4	河川利用	26	・そうじゃ水辺の楽校は、台風のたびに壊れて水が流れていない。壊されても直すという姿勢が人を惹きつけるのではないか。	1	・そうじゃ水辺の楽校は、総社市が占用している施設です。復旧に関しては、管理者である総社市と連携・調整し、河川空間の適正な管理に努めます。 ※変更原案及び変更案(案)P113 を参照

【回答の色分け】
黒字:ご意見に対する説明
赤字:ご意見を踏まえ、高梁川水系河川整備計画(変更案)(案)に追記したもの

変更原案に対する意見概要

分類	小分類	No.	意見概要	意見数	回答
防災・減災-1	河川情報の収集・提供	27	・河川沿岸の住民に対して、洪水危険時には、広く人的な応援を呼びかけるといいのではないか。住民の治水についての当事者意識と防災についての関心を高めることにもつながる。	1	・洪水時には、川の防災情報、水害リスクラインといった情報を確認し、適切な避難行動を行っていただくようお願いします。 ・自主防災組織の結成等、地域の自主的な取り組みを促すとともに、水防演習等においては、自治体や地域住民、学校及び企業等の参加を促し、平常時から防災意識の向上を図ります。 ※変更原案及び変更案(案)P100～103、106～108、110　を参照
防災・減災-2	水防活動への支援	28	・排水ポンプ車を充分な台数確保してほしい。	1	・自治体からの要請により排水ポンプ車を派遣しますが、状況に応じて県内外の排水ポンプ車も出動させ対応することとしています。 ※変更原案及び変更案(案)P105　を参照
		29	・土のうは高齢者が持つのが困難なため、軽いものを用意してほしい。	1	・洪水、雨水出水(内水)又は高潮による被害を防止あるいは軽減するための水防活動については、市町村が第一義的責任を負い、水防団(消防団)が行います。なお、洪水、雨水出水(内水)、津波または高潮による著しく甚大な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、河川管理者が特定緊急水防活動を実施します。 ・水防活動において使用する土砂、土のう袋等の災害用資材は、市町村、県、河川管理者が各々備蓄しており、備蓄状況や災害対策用機械の保管状況について情報共有を行っているところです。 ・家庭における浸水対策については、家庭用品なども活用した対策方法が各自治体から紹介されておりますのでお問い合わせください。 ※変更原案及び変更案(案)P105　を参照

【回答の色分け】
黒字:ご意見に対する説明
赤字:ご意見を踏まえ、高梁川水系河川整備計画(変更案)(案)に追記したもの

変更原案に対する意見概要

分類	小分類	No.	意見概要	意見数	回答
防災・減災-3	流域治水プロジェクトの推進	30	・低い土地には居住建物は建てさせないようにし、そうした土地は行政として守れないと意思表示をすべき。 ・川から溢れた水を安全に流すために、新たに川を整備するか、もしくは道路の下に水路を整備すべき。 ・災害弱者への対策として、河川整備と平行して高台整備を進めるべき。 ・後背湿地（田んぼ、ため池）が必要である。 ・耕作放棄している農地等を大雨の時の一時貯留場所としての活用できないか。 ・数年前から、用水路等の氾濫により道路冠水や床下浸水が度々生じて困っている。治水対策をしないで開発許可を出すのは問題である。関係部署と調整して対応してほしい。	6	・「高梁川水系流域治水プロジェクト」に基づき、①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策について、流域内のあらゆる関係者と連携して取り組みを行い、地域の安全度向上を推し進めてまいります。 ※変更原案及び変更案（案）P111　を参照
		31	・排水機場の数を増やしてほしい。 ・高梁川の支流である軽部川に設置されている軽部排水機場のポンプの新規交換による能力の向上を整備計画の中に明記してほしい。 ・軽部川は毎年と言っていいほど洪水になっており、平成30年7月豪雨では多数の床上・床下浸水被害が発生した。軽部排水機場から下流は川幅が狭くなり、逆勾配になっているそうで、上流からの水が抜けない状況のため是非改修してほしい。	3	・「高梁川水系流域治水プロジェクト」に基づき、①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策について、流域内のあらゆる関係者と連携して取り組みを行い、地域の安全度向上を推し進めてまいります。 ※変更原案及び変更案（案）P111　を参照 ・ご指摘を踏まえて、下記の文章を追加しました。 【整備計画（変更案）（案）】 P91（9）雨水出水（内水）対策 雨水出水（内水）による家屋の床上浸水等が頻発している地域については、支川管理者ならびに関係機関や地域と一体となって適切な役割分担のもと、必要に応じて、まちづくりや住まい方の工夫等を含め、浸水被害の軽減を目指します。
		32	・下流域に緊急時にのみ水を導流する遊水池を確保すべきではないか。民家のない土地を活用し、水田等に限定した農地とし、水を導水して生じた被害は補償すればよい。	1	・高梁川の下流域は市街化が進んでおり、ご意見にあるような用地の確保は困難であると考えております。
		33	・流域治水を前向きに進めてほしい。	1	・流域内のあらゆる関係者と協働して、取り組みを実施していきます。

【回答の色分け】
黒字：ご意見に対する説明
赤字：ご意見を踏まえ、高梁川水系河川整備計画（変更案）（案）に追記したもの

変更原案に対する意見概要

分類	小分類	No.	意見概要	意見数	回答
他機関-1	小田川支川の堤防整備	34	・小田川の堤防整備が進んでいるが、末政川などの支川の堤防整備も令和5年には完成させてほしい。	1	・今回の変更原案については、高梁川水系大臣管理区間を対象としております。小田川の支川の整備は岡山県が行っていることから、いただいたご意見につきましては、岡山県へ情報提供させていただきます。
他機関-2	下村地区	35	・下倉、特に下村地区についても、対策を行ってほしい。築堤を実施した場合はその堆積分の土砂を撤去してほしい。	1	・今回の変更原案については、高梁川水系大臣管理区間を対象としております。高梁川の下村地区は岡山県が管理していることから、いただいたご意見につきましては、岡山県へ情報提供させていただきます。
他機関-3	旧霞橋	36	・堤防決壊防止のため、大至急旧霞橋を撤去してほしい。歩行者、自転車の通路は、新霞橋の北側へ付け足し出来れば、橋台の新設は不要。	1	・いただいたご意見につきましては、旧霞橋の管理者である岡山県にお伝えします。
他機関-4	信号設置	37	・黒田地区から高梁川沿いの県道に出る箇所の信号機を感知式化してほしい。	1	・信号機に関するお問合せについては、所轄の警察署にご相談ください。
他機関-5	道路管理	38	・田の口港付近の国道430号において、家の塀やシャッター等に車がぶつかり破損させられることが頻繁にある。そのため、水門を取り除いたり、花壇を半分にし、同を幅を広げてほしい。	1	・今回の変更原案については、高梁川水系大臣管理区間を対象としております。ご意見いただいた件については、当該道路の管理者へご連絡ください。
他機関-6	用水路へのガードレールの設置	39	・用水路の水位が上昇して危ないので自転車等が転落しないようにガードレールを整備してほしい。	1	・今回の変更原案については、高梁川水系大臣管理区間を対象としております。用水路へのガードレールの設置については、当該用水路又は道路の管理者へ連絡下さい。

【回答の色分け】
黒字：ご意見に対する説明
赤字：ご意見を踏まえ、高梁川水系河川整備計画（変更案）（案）に追記したもの

変更原案に対する意見概要

分類	小分類	No.	意見概要	意見数	回答
その他-1	耐震対策	40	・潮止堰は水島コンビナートへの水供給の要である。南海地震を想定した耐震対策が必要であり、まず耐震化診断などの検討を進めるべき。	1	・今後、耐震性能照査などの検討を進めて参ります。
その他-2	用水・水道施設	41	・倉敷大橋付近にある西岸用水・南部水道の井戸などの障害物をどう考えているのか。	1	・今回の変更原案では、ご意見で挙げられている施設の対象箇所では河道掘削を予定していないため、影響は無いと考えています。 ・将来的に改修を行う際に、影響が生じる場合には、必要な対策を講じることとします。
その他-3	ダンプトラックの走行	42	・河川整備の土砂運搬時に、公道で大型ダンプカーが挨拶代りのクラクションを鳴らしているが、止めるよう指導してほしい。 ・岡山県は信号機の無い横断歩道での一旦停止率は低い状況であり、公道を走行する機会の多いダンプカーが交通ルールを遵守し、良き手本となるべきではないか。	2	・土砂運搬のためのダンプトラックの公道走行に関しては、その運行を管理する運送事業者の責により運行をされております。頂いたご意見に関しては、法令遵守に対するご意見として各工事受注者へ伝えさせて頂きます。
その他-4	兼用道路及び河川に隣接する道路	43	・大型ダンプカーが走行する道路は、アスファルトにでこぼこができているが、河川整備後の道路補修は整備計画に位置づけられているのか。	1	・工事用車両が通行する道路の損傷等への対応については、他の車両の交通状況、道路構造など様々な要因もあることから、必要に応じて道路管理者と調整を図ります。 ※変更原案及び変更案(案)P115　を参照
		44	・高梁川の堤防道路はガードレールがなくて不安なので整備してほしい。	1	・堤防は、洪水から国民の生命と財産を守るための施設であり、堤防天端が道路として利用されています。ガードレールを長い区間に連続して設置した場合、洪水時の水防活動に支障を及ぼすこととなるため、長い区間のガードレールの設置は原則として認めていません。ただし、局所的に危険な箇所については設置を認めている場合もありますので、道路を管理している、県、市、町にご相談ください。
その他-5	地球温暖化	45	・人間は自然と共存するためにも地球環境のこれ以上の悪化を防ぐ努力を一人一人が行うべき。	1	・地球温暖化の対策には温室効果ガスの排出量を削減する「緩和策」と、温暖化の影響による変化に対応する「適応策」に分類されます。今回の河川整備計画では、「適応策」として対応する方策について記載しています。

【回答の色分け】
黒字：ご意見に対する説明
赤字：ご意見を踏まえ、高梁川水系河川整備計画（変更案）（案）に追記したもの